

第4回 豊岡市農業委員会総会（定例会） 会議録

令和元年7月25日（木）

（豊岡市役所3階会議室）

午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について  
番 委員  
番 委員
- 日程第2 会期の決定について  
月 日 日間
- 日程第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 報告第7号 農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書受理について
- 日程第5 第22号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第23号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第24号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第25号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第9 第26号議案 農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について
- 日程第10 第27号議案 農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について
- 日程第11 第28号議案 農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について
- 日程第12 第29号議案 豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について
- 日程第13 第30号議案 農用地利用集積計画の決定について

出席委員（19名）

- |     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 宮 岡 正 則 | 2 番  | 加 悦 富美恵 |
| 3 番 | 高 尾 利 美 | 4 番  | 原 清 美   |
| 5 番 | 蜂須賀 久 人 | 6 番  | 井 谷 勝 彦 |
| 7 番 | 田 中 直 喜 | 8 番  | 上 坂 光 広 |
| 9 番 | 水 嶋 義 彦 | 10 番 | 西 沢 泰 裕 |

11 番 宮 口 豊 隆  
13 番 齋 藤 善 久  
15 番 尾 口 正 信  
17 番 村 田 憲 夫  
19 番 森 井 脩

12 番 北 垣 裕 次  
14 番 石 橋 重 利  
16 番 永 井 辰 正  
18 番 大 原 博 幸

欠席委員（0名）

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…上 阪 善 晴  
農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。参議院選挙も終わりました、政権与党が過半数を占めたわけですが、終わるまで待っていたアメリカのトランプさんが何を言い出すのか気になるところでございますが、秋に向けて農政の方も水稻を中心にまた一騒ぎあるのではないかと心配しているところでもございます。一方、梅雨は明けまして、稲の生育も遅れていたようですが、暑くなって回復してくればいいのにな、こんなふうにいるところでもございます。ところどころで大雨が降っておりまして、私も今日来るのにちょうど昼の時間帯に走っていたんですが、但東町はどしゃぶりでした。豊岡来たら六方田んぼあたりから道が乾いているので、これはどうなっているんだと。夕立のことですからこういった雨はよくあるんですが、このごろ異常気象に思いを寄したりといったことまで考えてしまうといったようなことでございました。

本日は第4回の会議でございます。よろしく願いいたします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

本日は、欠席、遅刻等の通告委員はありません。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第4回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件11件、許可申請案件14件、証明案件11件、届出書受理案件5件、協議案件2件、合計43件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

17番 村田 憲夫 委員

18番 大原 博幸 委員

以上の委員にお願いします。

#### 会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第4回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第4回総会（定例会）は、本日7月25日の1日間と決定しました。

#### 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項ただし書き(第1号)の規定による届出書受理について

○議長 (森井 脩) 日程第4、報告第7号「農地法第5条第1項ただし書き(第1号)の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号「農地法第5条第1項ただし書き(第1号)の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第22号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 付議事項に入ります。日程第5、第22号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いします。現地調査員を代表して、6番 井谷委員、お願いします。

○現地調査員 (井谷 勝彦) 去る7月11日に17番村田委員さんと事務局2名とで現地確認させていただきました。先ほど説明されたように遠隔地の新規就農者が2件ございます。どちらも高齢者の新規就農ということでその点各農会とも調整もまた必要である可能性もあると思いますけれども、現地の方の確認等、またその担当の地区の委員さんについては営農指導等よろしくお願ひしたいと考えております。現況は確かにきれいに耕作されている場所でございます。以上です。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西沢委員。

○10番（西沢 泰裕） 23番、24番の案件なんですけど、かなりの面積において果樹を300本植え付けられるということなんですけど、どのような果樹でしょう。

○事務局（古谷 明仁） 果樹300本と記載されているのみです。種類までは記載されていません。

○10番（西沢 泰裕） 素人が聞いても営農計画書が提出されているということは樹種、どういう果物をいくら植えるのが本来かなと思っているんですけど、事務局、それでよろしいですか。

○事務局（古谷 明仁） 今後は樹種名も確認して審議にかけさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○現地調査員（井谷 勝彦） 特に23番の案件について稲葉川の改修のところで整地された場所になりますので、どんな果樹にせよ営農としては手間は掛からないと思います。24番の案件については笹を全部刈り取りはされてきました。果樹を植えるしかないと思います。

○事務局（古谷 明仁） 23番、24番の関係ですけれども、今稲葉川の工事中です。今の場所については仮換地で本換地がまだ先の状態の場合には今現在の本換地予定のところについてはすでに農地の状態になってまして、そちらの状況を現地確認でみさせていただきました。そこに果樹を植えられます。議案にあがってますのは仮換地前のその方が持っておられる所有の農地をあげさせてもらっています。それについては法的にも従前地の所有権移転をもって換地後に新しく換地決定された場所で現状が移るということを補足で説明させていただきます。以上です。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第22号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第23号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第6、第23号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、2番 加悦委員、お願いします。

○現地調査員（加悦 富美恵） 7月12日、9時から13時半まで農林水産課から2名と事務局2名、宮岡委員と私加悦と6名で行ってきました。今事務局の説明のとおり、特に問題はありますが、〇〇郵便局はすでに造成をしていたということで始末書が出ておりました。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

尾口委員。

○15番（尾口 正信） 一つは2番の案件で、郵便局を建てる場合に今現在あるのは旧豊岡市内で私有局舎というのがほとんどなんです。無集配の私有局舎というのは。それと違うのは公有で建てているのが本局の〇〇郵便局と〇〇の郵便局がそうなんです。〇〇も今ある〇〇以外は全部私有局舎なんです。〇〇も〇〇と〇も〇〇〇も全部私有局舎なんですけれども、そういう制度が大昔から特定郵便局制度があって、世襲制というのがありました。局長になれる条件とすれば3条ほど但し書きが書いてあって、誰かの推薦があれば局長になれるわけです。この〇〇郵便局も小泉政権が郵政の民営化をやりますよと言ってから〇〇郵便局は集配局から無集配局になりました。その時に建物の建て替えというのも考えられたと思うんですけれども、今になって何故やというのが一つ疑問です。現在、民営化が行われてから無集配になった。

なぜコンプライアンスを今回、建物を建てるのになぜ守らないのかというのが疑問なんです。実際に看板が建っているのは6月30日から10月末で終わりです。10月末というのは消費税が10パーセントに上がる。だからそこまでに完了しなければお金が高くなる。それであるならばもっと早めに建てる段取りをしてこちらの農業委員会に申請をしてはどうかなと思います。

このような経過について現〇〇郵便局長のお名前申請が出ていますけれども、なぜこうなったのかという事務局の説明も欲しいし、農業委員会自体がこれを許可したらおかし

いんじゃないかなとぼくは思います。もうすでに10メートルも基礎掘って、コンクリート立てておりますわ。その状況で8月末に申請をOKですかというのはぼくは納得できません。以上です。

○事務局（古谷 明仁） ○○郵便局の関係については、なぜこの時期になったのかというご質問についてですけれども、相談等については昨年から地元ではない行政書士さんが相談に来られていて、また県の方にも相談に行かれる中で、4月に農地法の申請が準備されて提出されようとなりました。その時に添付資料の一部が付いてなくて、準備中ということで、その添付資料を付けていただくということで受け付けますよということで一度お返しした経過があります。それ以降についても随時行政書士さんとは調整しながら申請について指導していたわけですが、それ以降、建築確認申請、また別の話なんですけれども、建物を建てる場合には建築確認申請というのを出されるわけなんですけれども、これについては建築確認の許可が下りました。それと農地法の申請を今月出されて、申請者は工事をしてもいいのではないかなと、というような認識の誤りがありました。それを受けて事務局と○○の農業委員さんと一緒に申請者のところに行ってお話をさせていただいて、これ以上は工事をしてくれるな、ということでお話に行った経過があります。ですので、申請者が誤った認識で準備をされている。行政書士さんも地元の方でなくて、郵便局関係か分からないですけれども、遠方の行政書士さんということでそのあたりの認識で誤解されていたケースもあったわけですが、今回是正を受けて申請されているので、事務局としては前向きに検討いただきたいと。また、その状況をもって県の方にも事前に相談行く中で、場所については第2種農地といいまして、農振農用地、第1種農地であれば原状回復命令という制度もあるんですけれども、そのあたりについても発令するのは難しい地域であるし、その中で県の方としても指導していただいて申請を進めてもらうということで協議はしておりますのでご理解の方いただきたいと思います。以上です。

○15番（尾口 正信） 何回も言いますが、国の事業というのか、コンプライアンスを守れ守れと言ってきた局長がコンプライアンスを守らないで、民営化になったときに職員に対しては入口のところにコンプライアンスを守れということはずっと貼り紙がしてあったわけですが。今もしてあると思うんですけれども。なぜ守らないんだというのが一つ。農業委員会がこれを許したらなんでもOKやないか、例えば1箇月前、2箇月前に掘り起こして建物を建て、基礎を立ててしまえばそれで終わりやないか。あとで始末書を書いて、はい、すみませんでした、これで終わりなんですか。こんな制度おかしいじゃないですか。その行政書士さんが知らなかったら知らないそれだけのことを豊岡の農業委員会に言ってもらわないと具合悪いと思うんです。とめるんだったらそこでとめないとうしようもない。地鎮祭も但馬特定郵便局の一番トップの方にその局長に聞いたんですけど、その地鎮祭参加したんですかと聞いたらそれも知りません。ということであったわけですから、単独でその○○郵便局長と業者が仕組んでやってしまったと。こういうやり

かたやったら、誰が何を建てても一緒やないかという具合に思います。ぼく自身が同じような職場におったからそういうふうに思うんですけども、とりあえず今回の案件については始末書だけではなしになんらかのペナルティを豊岡農業委員会の方から出していただきたいと思います。

○事務局（宮崎 雅巳） 今古谷の方から説明したことに加えまして、事前にとめようという努力は行政書士を介してこちらもしております。建築確認を確認した時点でその期日から工事をされるのでしたら早く申請をしていただかないと間に合わないし、農地法の許可なしに工事に入られるとそれは農地法の違反になりますということはお伝えしてきました、行政書士を通じて郵便局の方にもお伝えしていただいた経緯があります。今回この案件について議題にのせたかと言いますと、農地法については追認行為というのが認められております。他にもたくさん追認行為をしていただいております、今回もやってしまったというところで、こちら現場を確認して本人を行政指導いたしまして県とも相談した上で、これ以上やると県も許可を出さないよというところへんまで協議しております。ですのでぎりぎりのところで行政指導に従ったというところで追認ということの判断をしております。その他にもすでに家が建ってしまっているけど、農地法の申請したら始末書を付けて追認ということも農地法は認めますので、このまま違法の状態を続けられるよりも農地法を適合に追認した方が農地法の主旨に合うということで処理をいたします。コンプライアンスの問題についても私ども郵便局という性格上いくら民営といえども公共に近い仕事をされていますので守っていただきたいということは重々お伝えしましたが、こういった結果になったことは非常に残念に思いますが、農地法の判断としては追認をせざるを得ないという状況にあると判断いたします。以上です。

○議長（森井 脩） ほかにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 他にご意見ないようでしたら採決の手続きに入りたいと思いますが、異議ありだというご意見だと思いますので討論を述べ採決という形にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

西沢委員。

○10番（西沢 泰裕） 2番の案件について、もう少し具体的な時期というのか、こういう時期にこうやって、こうした、こうしたというのが、流れを時系列というのか、お願いしたい。

○議長（森井 脩） 尾口委員はよくご存じでしょうが、他の方は分かっていないので、採決のために詳しい経過を。

○事務局（古谷 明仁） 現場の方にも建築確認の看板を出されて、着工予定が、はっきりした日には覚えてませんが6月中旬ぐらいから、先ほど尾口委員さん言われた10月でできるということで建築確認が出てきました。建築確認の際に農業委員会の方にもこういう申請が出てますよということで照会が来まして、それによりうちの方も情報を把握

しています。それ以前から申請の相談をされていた関係で着工される前に地鎮祭をされたというようなことを尾口委員さんの方からお聞きしました。それが6月10日ごろだったと思います。それを受けて事務局2人で郵便局の方に行って農地法の主旨を説明させてもらいました。その時は農地法のきちとした手続きをされずに建築確認の申請をされたんで、農地法の申請を出してもらって指導を行っております。それが、6月19日に西田主査と私も事務局で行きまして、その後説明を受けて行政書士さんが7月に出してこられました。その時にも行政書士の方には指導しています。その時点で若干土をいっておられました。その理由を聞くと、4条で申請している自分の土地とあわせて郵便局敷地に足りないので、隣の土地を分けてもらうと。その方は以前3条で許可している方と同じ所有者になるんですけれども、その方にその土の底の部分の部分を渡すためにちょっと掘っているということでした。申請者曰く、そこは避難所も兼ねるので地盤を強力にしておかないといけないというような話はされていましたが、その時点まで掘っているのみでした。ただ、その後地面よりも下の部分に基礎らしきものが、コンクリートがされだしたんで、7月2日に申請が出てきて7月4日に加悦農業委員さんと一緒に、尾口さんが地元なんですけど所用でおられなかった関係で〇〇の農業委員さん加悦さんに無理をいって一緒に行っていただけで指導しました。ただそれがコンクリートをした途中段階で穴が掘れている状態だったんで、ちょっと危険だということで土を上から被せるところまではさせてほしいということでした。これ以上工事をしないということで土を被されて、その時に基礎部分の囲いみたいなのを取られて今に至っているという状況です。現地調査に行っていたんですけど、それ以降は工事はまったくされていない状況で今現在に至っているという状況です。

豊岡についてはすべて農地法は許可制になっていますけれども、京阪神の都市部については届出制のエリアもある中で、京都の山科の方の行政書士なんですけれども、行政書士さん自身の認識の誤り、着工されているケースもあるらしいそういう誤った情報を聞いておられて申請者は誤解されていたということもあって、豊岡の場合はすべて4条5条は許可制なんでしてもらったら困るということでそれ以降は動かれていません。それとそういう状況だったので県の方にも相談に行って先ほどお話したような状況です。よろしくお願ひします。

○14番（石橋 重利） 先ほど局長の方から追認という形の説明があったんですけども、冒頭に尾口さんの方から郵便局のことについては追認どうこうというよりも、その中の事情をよくご存じの上での発言だと思うんです。ですからいわゆる無断転用のやり方が期間がどうあれ、経過がどうあれ、農地法上追認という制度があるなら、それは認めざるを得ないというふうに思います。つまり農地法にはまったく抵触していないという考え方で、じゃあ転用許可しましょうというスタイルになるのか、あるいは本来の姿から確実に逸脱しているのか、追認という形では認められませんという形になるのか天秤に掛けたら認められるということなんですよね、今回の件については。相手方が準公共団体である

うと個人であろうと、期間がどうあれ経過がどうあれ、追認という形で農業委員会としては認めざるを得ないということで結ばれるのであれば、それはあくまでも農地法には抵触しませんということで話は成立できると思うんですけど、それについて問題はないかどうかということだと思えますポイント。尾口さん自身が内容を詳しくご存じですから、事の発端から現在に至るまでの経過をよくご存じの上で発言されたと思いますので、その発言の内容をこういった形でみなさんが理解をして、局長がおっしゃったように追認という形で農地法に抵触していませんから結構ですということだったらいいと思うんですけども、本当、そうだと思うんですけどね。

○事務局（宮崎 雅巳） 農地法を犯しているか犯していないかということについては犯していますね、この方は。犯していますけど犯したままの状態で行くよりは、是正をこちらが指導してその指導に従ったというところで追認を認めるということです。そのままこちらの指導に従わないときにはやはりそれなりの措置はしていけないと思っております。先ほど農地区分2種だとか1種だとか、県はここは2種だと判断しているんですけども、我々農業委員会の立場からすれば1種であろうが2種であろうが法を犯している以上は、県はそうかもしれないけど、豊岡の農業委員会としてはもう少し強い態度に出てもいいかなと思ってましたが、今回、指導に従ったので、それも許可申請をしたあとに行政書士も誤った判断の情報の元にされたという懸念もありますので、こちらがもう一度、本当は最初の指導でやめてほしかったんですけど、工事は着工してしまったんですけど、改めて指導したらそこで理解をしてやめられたというところですので、法を一旦は犯したんですけどこちらの指導に従ったというところで、そういう状態で、これも許可申請も出さないという相手が態度でしたらそれこそ強くいかなければいけないと思いますけど、許可申請を出した上で着工してしまったというところですので、ギリギリのところとめていただいたという判断をせざるを得ないだろうなと。ですので一旦法は犯したんですけど指導に基づいて踏みとどまったという解釈をしておりますので、ここで追認ができないとなるとほとんどの事例で追認ができないということになってきますので、違法のまま何の措置もできずということは避けたいなという思いで今回県とも相談の上、県がどう判断するかまだわかりませんが、たぶんこちらが追認したら県も許可を出すんだろうなということで事務局としては提案をさせていただいたところです。

○14番（石橋 重利） そしたら逆にそれをストップをかけたなら委員会サイドにリスクが起きるという解釈をしたらいいんですかね。

○事務局（宮崎 雅巳） もう一度お願いします。

○14番（石橋 重利） 今、局長さんの説明を聞いていましたら、指導には従ってきた、現在のところ。にもかかわらず逆に農業委員会がストップしてしまったら、逆にこちらの方がリスクが高いということですか。

○事務局（宮崎 雅巳） こちらの指導に従ったのに不許可という判断をした場合ですか。

○14番（石橋 重利） そういうことです。許可できないと出した場合、逆に農業委

員会サイドの方がリスクが高くなるのではないですか。

○事務局（宮崎 雅巳）　そうです。今は指導に従っていただいているのに不許可にする理由は残念ながら少し薄いです。県とも相談した上での、これ以上進められると県も許可出せないかもしれないということは担当者の意見としてはお聞きしていましたので、それもお伝えしたなかでの指導をさせていただいたので、折角やめたのに許可が出ないとすると指導の意味がなくなります。あと農地法というのは農地を農地以外にするのに実行、可能性があるか、そういうことをしてもいいかという判断を農地法がする法律であって、それ以外の他の法律に適用せんなんところはありますが、民間で処理する部分についての判断を交えて農地法の判断はしないようにということが農地法の判例でも出てきますので、ですので難しいんです、そこが。地元に近い人の感情的な部分もありますが、そこを入れてしまうと農地法の判断となると少し農地法という法律の判断とは違う結果が出る可能性があるなと思いますけど、今回は委員さんのお気持ちも分かるんですけど、農地法の立場に立つと指導に基づいて指導に従っているので許可をする方向ということになろうかと思います。

○6番（井谷 勝彦）　始末書のついている案件は多々あると思います。ただ農業委員会が考えて農地法で現状回復命令が出せるか出せないかが一番の基準になるのではないのでしょうか。だから現状回復命令が出せないところについては始末書が付いて行政指導に従えばやむなしという判断をすべき案件だと、他の案件も含めてそう考えておりますので。以上です。

○事務局（宮崎 雅巳）　現状回復命令を出すのは兵庫県でして、その場合豊岡市農業委員会が決定をして県にその旨を協議して県が出すということになります。これまでの通例でいくと兵庫県はほとんど出していない。豊岡市の農業委員会としてはやはり農振農用地みたいなどころへんについてはそういった措置をすべきだと考えておりますが、幸いにもそういったところが問題として今あがってきていないという状況にはあります。ですので、現状回復命令を今回の場所は出せるかということをお県にも相談したときには県は出さないであろうということでしたので、いくらうちががんばったところでその措置ができない、県はしないという見込みがありましたのでそれも一つ井谷委員の意見を言っていましたのでそれも付け加えて説明をさせていただきます。

○15番（尾口 正信）　最終的に指導に従ったということなんですけれども、そしたらこれ今後竹野町で、豊岡市内で建物を建てる、こういう露天のところで建物を建てる、基礎だけ先にしました。それで追認しますわ。後から出しますのでそれでいいですか、後で許可書を取ります。それでもOKですか。

○事務局（宮崎 雅巳）　農地法の主旨からしたらそれは違法ですので、今回も一時的に違法な状態になられてますので、それは良しということとは言えません。当然、建築前に農地をいろいろする前に農地法の申請をして許可を受けていただくの主旨なので、そこは変わらないです。

○2番（加悦 富美恵） 私も〇〇郵便局は地元ですし、こんなふうには、郵便局側としてもたぶん認識不足もあったと思うんです。何回か事務局からも言っていて、指導されて、それに最終的に従われて今中止されているので、新しく郵便局ができたとしたら南地区にもなんかいろんな交流の場ということはないけど、なんかメリットがあるかもわからないので、私としてはぜひこれを許可していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森井 脩） ほかにご意見などありませんでしょうか。

○議長（森井 脩） お諮りします。いろいろ意見ありましたが討論を終結して採決に入りたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 賛否討論がございましたので本案件は農業委員会総会規則会議規定第20条に基づきまして挙手による採決といたします。

本案件を、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（森井 脩） 挙手多数であります。

よって、本案件は原案のとおり可決されました。

よって、第23号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第24号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第7、第24号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、2番 加悦委員、お願いします。

○現地調査員（加悦 富美恵） これも7月12日に行きました。今事務局の報告のとおりで、特に問題はないと思います。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西沢委員。

○10 番（西沢 泰裕） 26 番の案件ですけど、筆が3つあるわけですけど、地番が飛び飛びになっているんですけど、これは連たん地となっていますか。

○事務局（古谷 明仁） 地番自身は飛んでいますけれども、一体の土地、連たん地です。

○議長（森井 脩） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第24号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第25号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第8、第25号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、6番 井谷委員、お願いします。

○現地調査員（井谷 勝彦） 先ほどと同じように7月12日に村田委員、事務局2名と私で現地確認させていただきました。事務局の説明どおりなんら問題はないと思います。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第25号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第26号議案、農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について

○議長（森井 脩） 日程第9、第26号議案「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、2番 加悦委員、お願いします。

○現地調査員（加悦 富美恵） 7月12日に農林水産課2名、事務局2名、宮岡委員と私加悦の6名で行きました。事務局の説明のとおり、なんら問題はありません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第26号議案「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第27号議案、農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第10、第27号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思いません。

現地調査員を代表して、2番 加悦委員、お願いします。

○現地調査員（加悦 富美恵） 7月12日に6名で行って来ました。今事務局の説明のとおり、なんら問題はありませんでした。ただこの出石町水上のとこ、今でも周囲の田んぼよりもちょっと高いなと思われたんですけど、まだそれ以上40センチも高くする必要あるのかなということも感じました。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第27号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第28号議案、農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第11、第28号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、6番 井谷委員、お願いします。

○現地調査員（井谷 勝彦） 7月12日に村田委員、事務局2名と私で現地確認に行きました。事務局の説明どおりなら問題はないと思います。以上です。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第28号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

証明書を交付します。

なお、証明書を発行した者が、売却決定を受け、これにかかる3条申請の提出があった場合は、会長が当該適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、総会の議案にかけることなく許可書を交付し、後日の報告案件とします。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時53分）

（再開 午後2時54分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

第29号議案、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

○議長（森井 脩） 日程第12、第29号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」を議題とします。

この議案につきましては、農林水産課担当職員に出席説明を求めています。

事務局の提案説明後、担当職員の自己紹介を含め、農用地利用計画の変更内容の説明を求めたいと思います。

なお、議案の中に農業委員会に関する法律第31条に係る案件が含まれておりますので、その案件とは別々に審議をいたします。

○議長（森井 脩） それではまず、用途変更3件のうち整理番号1番の案件を審議いたします。

なお、高尾利美委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（高尾委員の退席）

○議長（森井 脩） 事務局、提案説明願います。

○事務局（西田 弥） 第29号議案についてご説明いたします。議案書の23ページからお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして豊岡市において、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画が作成されています。今回この計画の変更を予定されておりました、豊岡市長から当委員会に意見を求められているものでございます。用途変更の案件が3件あります。内容につきましては農林水産課の担当の方からお聞き取りを願います。

#### 【農林水産課説明】

○議長（森井 脩） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認めます。

では、高尾委員は入席してください。

(高尾委員の入席)

○議長(森井 脩) それでは、用途変更整理番号1番以外の案件につきまして、事務局の説明をお願いします。

#### 【農林水産課説明】

○議長(森井 脩) 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第29号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」は、原案のとおり可決されました。

「農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請については、異議ないものとする。」旨の意見を付して回答します。

農林水産課の担当職員の方ありがとうございました。退席していただいて結構です。

#### 第30号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長(森井 脩) 日程第13、第30号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長(森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第30号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

閉会

○議長(森井 脩) お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和元年度第4回豊岡市農業委員会総会(定例会)を閉会します。

午後3時05分閉会